



農業者のみなさまへ

肥料価格高騰対策のごあんない

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。

支援の対象となる肥料

令和4年6月から**令和5年5月**に購入した肥料

（本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料）

* 原則として**肥料法（肥料の品質の確保等に関する法律）**に基づく肥料が対象です。

* 秋肥はR4.6月～10月注文・購入分、春肥はR4.11月～R5.5月注文・購入分であること。ただし、対象期間（秋肥はR4.6月～10月、春肥はR4.11月～R5.5月）よりも前に予約注文した場合、価格の決定時期が対象となります。

対象者

- ① 販売農家であること
- ② 化学肥料低減に向けた取組（以下、取組）に2つ以上取り組むこと
 - * 化学肥料低減計画書（様式2-2）で申告していただきます。
 - * 取組の記録と報告、記録の保管が必要です。
- ✓ **5戸以上の農業者グループ**（取組実施者）でまとめて申請することが必要です。

支援の内容

前年度から増加した肥料費の7割を支援します。

（計算式は下記の通り）

$$\text{支援金} = \left[\text{当年の肥料費} - \left(\frac{\text{当年の肥料費}}{\text{価格上昇率} \div \text{使用量低減率}} \right) \right] \times 0.7$$

統計データを
基に決定
0.9

* 秋肥の価格上昇率は、1.4

例：肥料費が10万円の場合 $(10\text{万} - 10\text{万} \div 1.4 \div 0.9) \times 0.7 = 14,444\text{円}$

支援金

申請に必要なもの

① 肥料価格高騰対策事業参加申込書(様式2-1)

* 振込口座の記入又は通帳の写しの貼付が必要です。

② 化学肥料低減計画書(様式2-2)

③ 注文書(肥料の種類、注文日、購入数量、購入額が明記されているもの)

* 予約せず店頭で購入した肥料は注文書がなくても申請可です

④ 領収書、または請求書(領収書がない場合は請求書でも可)

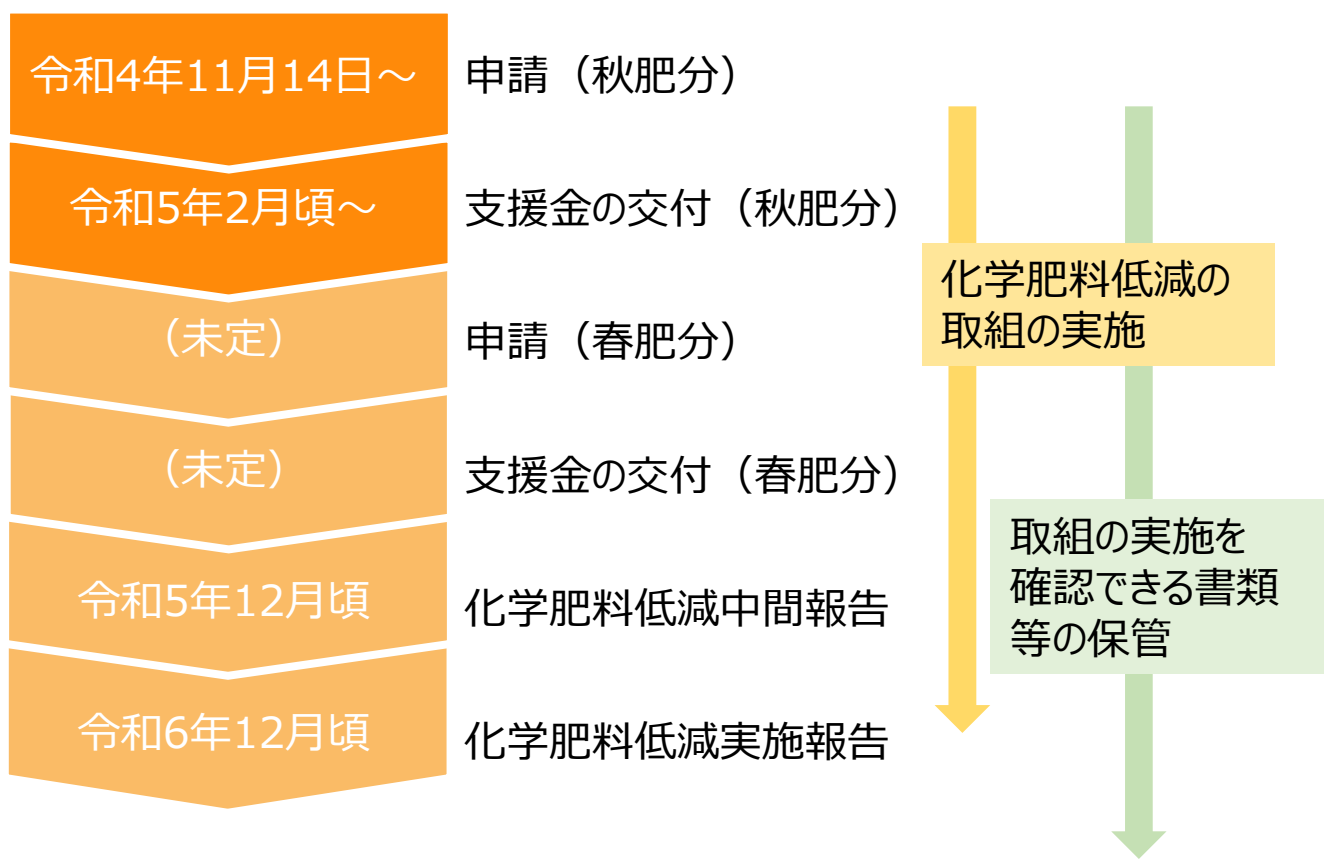
⑤ 肥料法による肥料であることの証明(購入店に相談してください)

③、④、⑤については、
取組実施者が一括して
証明することが可能な
場合もあります



スケジュール

今後のスケジュールは、概ね以下のとおりです。



取組実施者(5戸以上の農業者グループ) **ごとに申請期間や手続きは異なります。**詳細は、肥料を購入したJAや販売店などにご相談ください。

今回は 令和4年秋肥(令和4年6月～10月注文・購入分)です。



問 い

答 え

①

化学肥料の使用量を
実際に2割減らすこと
が支援の要件ですか。

- ・ 化学肥料の2割低減に向けて、取組メニューのうち2つ以上行っていたら支援対象となります。
- ・ 選択された取組について、取組の記録と保管が必要です。

②

既に化学肥料の低減
に取り組んでいるため、
更に低減することは難
しい。

- ・ 既に取り組んでいるものもカウントします。
- ・ その際は、既に行っている取組を1つ以上の拡大や強化してください。

③

低減に向けた取組をし
たいが、準備が必要な
のですぐには行えない。

- ・ 令和4年に取り組めない場合は、令和5年に取り組んでいただければ結構です。

④

いつ頃までに申請すれ
ば良いですか。

- ・ 秋肥、春肥でそれぞれまとめて申請してください。
- ・ 秋肥については12月上旬頃までに申請してください。（詳しくは取組実施者にご確認ください）
- ・ 春肥のスケジュールは未定です。国の方針等を踏まえ、あらためてご連絡いたします。

① 肥料価格高騰対策事業参加申込書(様式2-1) 記入例

(業務方法書 様式第2-1号)(参加農業者→取組実施者)

No. _____

肥料価格高騰対策事業参加申込書

令和 4 年 11 月 21 日

秋用肥料分	春用肥料分
○	

(注)該当するものに○を付けること

第1 参加申込者の概要

氏 名 (フリガナ)	愛知 太郎 (アイチ タロウ)		
住 所	〒 460-〇〇〇〇 名古屋市中区三の丸〇-〇-〇		
連絡先	所属・役職・氏名	〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇	
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
	E-mail	〇〇〇@〇〇.〇〇. 〇〇	

第2 支援対象となる当年の肥料費

225,000 円 (秋用肥料分) /
括弧内はいずれかを選

領収書・請求書等証拠書類と金額が
一致しているか確認してください。

第3 他の取組実施者への参加申込の状況
(有・無のいずれかにチェックすること)

☒ 有 (重複した内容の申請はしていない。)

【他の取組実施者の概要】

取組実施者名	住所	電話番号
〇〇〇〇	〇〇市〇〇町1-1	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

他の取組実施者にも参加申込をして
いるときは記入してください。

※本表は、別紙として添付しても可とする。

☐ 無

(裏面へ続く)
裏面の「第4 誓約・同意事項」及び「第5 支援金の振込口座」を必ず記載のこと。

誓約・同意事項を確認の上、
○をつけてください。

第4 誓約・同意事項

支援金申請に当たって、次の事項を誓約・同意するものとする。

以下の内容について誓約・同意する	チェック欄	○
1 以下の事項に相違ありません。 (1) 農産物の販売を行っていること。 (2) 支援対象期間以外のは含まれておらず、支援対象要件である肥料法に定められた肥料であることに間違いがないこと。 (3) 他の取組実施者への申請の有無を確認し、他の取組実施者への申請があった場合は、重複申請がないこと。 (4) 当年肥料費は、各種割引等の金額を控除した後のものであること。 2 本事業に係る報告や立入調査について、東海農政局長等から求められた場合に応じます。 3 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管し、事業実施主体又は東海農政局長等から求められた場合は提出します。 4 以下の場合には、支援金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。 なお、支援金を返還することとなった場合は、返還の命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付も併せて行います。 (1) 対策事業取組計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 (2) 正当な理由がなく、対策事業取組計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合 (3) その他、事業実施主体又は東海農政局長等から求められた場合 5 次の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。 「個人情報の取扱い」 農林水産省、愛知県、愛知県肥料高騰対策推進協議会、市町村等は、肥料価格高騰対策事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の実施のために利用します。 また、農林水産省、愛知県、愛知県肥料高騰対策推進協議会、市町村等は、本事業の実施に係る説明会や他の補助事業の補助金等交付等のため、関係機関に必要最小限度内において提供する場合があります。 (注) 誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に○を記載すること。		

注意事項（必ず御確認ください。）

- ・ 本年の秋肥と来年の春肥は、それぞれでまとめて、別々に申請いただくこととなりますが、申請漏れがあると追加申請できませんので、領収書などの提出に漏れがないか御確認ください。
- ・ 化学肥料使用低減の取組の実施状況について、聞き取りや書類を確認させていただくことがあります。（令和5年秋頃を予定）
- ・ 取組実施報告時に「化学肥料低減実施報告書」及び「化学肥料の使用量の低減の取組を実施することが確認できる書類」（土壌診断の診断結果、施肥設計書、購入肥料の伝票、作業時の写真等）の写しを提出していただく必要があります。（令和6年秋頃を予定）
- ・ 取組実施報告後、化学肥料低減報告書をもとに取組が適切に行われたか現地確認が行われることがあります。
- ・ 取組実施者へ提出する書類等は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管する必要があります。

振込口座を記入するか、通帳の写しを貼付してください。

第5 支援金の振込口座

金融機関（ゆうちょ銀行以外）																
金融機関コード（数字4桁）				金融機関名												
1	2	3	4	〇〇〇 農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金												
支店コード（数字3桁）				支店名												
5	6	7	〇〇〇													
預金種別（該当のものにレ印を付けてください）										口座番号（7桁に満たない場合は、右づめで記入）						
☒ 普通 ☐ 当座										1	2	3	4	5	6	7
口座名義																
カナ	アイチ タロウ															
漢字	愛知 太郎															
ゆうちょ銀行																
記号（6桁目がある場合は※部分に記入）						番号（右づめで記入）										
					※											
口座名義人																
カナ																
漢字																

添付資料を確認し、チェックしてください。

添付資料（以下の口をチェックを入れること）

☒ 化学肥料低減計画書（業務方法書様式第2-2号）

☒ 所要額の算出根拠となる証拠書類（注文書、請求書又は領収書等は、添付台紙に貼付）

当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類（注文書等）と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類（請求書等）を提出すること。

なお、県民生活課へ提出すること。

愛知県の支援金の申請を希望する場合はチェックしてください。

第6 その他

☒ 愛知県肥料価格高騰対策支援金の申請希望

（別に愛知県への申請が必要となります）。

☒ 既に市町村から肥料価格高騰に係る支援を受けている。

市町村名： 愛知市

支援金額： 5,000 円

既に市町村から肥料価格高騰に係る支援を受けている場合は記入してください。

② 化学肥料低減計画書（様式2-2）記入例

（業務方法書 様式第2-2号）（実施要領参考様式第2号関連）

No. _____

化学肥料低減計画書

秋用肥料	春用肥料
☒	

注：該当するものに○を付けること

作付概要

作物名	作付面積(a)
ムギ	200
キャベツ	100
その他	50
計	350

氏名（法人・組織名）(フリガナ) 愛知 太郎(アイチ タロウ)
住所 名古屋市中区三の丸○-○-○
電話番号 052-000-000

1. 実施する(してきた)取組メニュー
2. 「令和4年度又は令和5年度の1つ以上は、新しい取組、従来の取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組(入)を含むようにしてください。」

秋肥を利用する作物
の作付面積を記載

取組メニュー	前年度までの 取組	令和4年度又は 令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計	☐	☐
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)	☐	☒
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの 施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用 (ア)露地野菜栽培における土壌被覆資材を用いた栽培管理 (溶脱抑制を目的とするため施設栽培は除く)		
シ 地域特認技術の利用 (イ)肥効調節型肥料のうちプラスチック被覆肥料による化学 肥料施用量の削減 (被覆資材の流出防止の取組と一体的に進める)		

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、
取り組むものに○を記入してください。

- 2つ以上に○が付けばOKです。
- これまで既に取り組んでいるものもカウント
できます(その場合、1つは、取組の強化・拡大
〔「◎」で記入)をしてください。〕

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。

☒ 令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

※チェック欄にチェックしてください。

必ずチェックしてください。

(注) 当年の肥料費は、秋用肥料について発注したことを証明する書類(注文票、領収書等)または支払義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

令和4年11月～令和5年5月に
提出する書類(領収書等)または

③ 注文書、領収書または請求書、肥料法による肥料であることの証明
(台紙に貼付し、ご提出ください)

※肥料販売者が一括して証明することが可能な場合もあります

所要額の算出根拠となる証拠書類・肥料法に基づく肥料であることの証拠書類 添付台紙

(参加農業者氏名)

コピーして活用する場合がありますので、1枚の添付台紙に証拠書類は重ねて貼付しないでください。

枠内に収まらない場合は、この台紙を表紙とし、
添付書類を左上でホチキス止めて
提出してください。

1 所要額の算出根拠となる証拠書類の添付台紙として用いる場合

当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)又は支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を貼付してください。

※ 肥料名、購入単価、購入数量、購入額、注文日、納品日、請求日等の必要事項が記載されているもの。

2 肥料法に基づく肥料であることの証拠書類の添付台紙として用いる場合

そのことを証明する保証票、パンフレット等を貼付してください。